

静岡県における薬物乱用防止対策について ～小・中・高校生を対象とした薬学講座の紹介～

静岡県健康福祉部薬事課

1 静岡県における薬物事犯の現状

本県における薬物事犯の検挙者数は減少傾向にあるものの、薬物事犯の8割近くを占めている覚せい剤については、全国第9位と高い水準にある。

＜静岡県における薬物事犯検挙者数の推移＞ (人)

		H17	H18	H19	H20	H21
覚せい剤	静岡県	492	447	436	451	433
	うち10代20代	163 (33.1%)	138 (30.8%)	118 (27.1%)	119 (26.4%)	116 (26.8%)
大 麻	静岡県	49	62	77	94	115
	うち10代20代	37 (75.5%)	37 (59.7%)	60 (77.9%)	56 (59.6%)	76 (66.1%)
あ へ ん		1	2	1	0	0
麻 薬		19	22	6	7	7
シ ン ナ ー		91	67	45	34	26
計		652	600	565	586	581

2 静岡県における薬物乱用防止対策

知事部局、県教育委員会、県警察本部からなる「静岡県薬物乱用対策推進本部」(本部長：副知事)において、毎年度「薬物乱用対策推進計画」を策定し、各関係機関が連携して、①啓発活動の推進 ②取締りの強化 ③相談体制及び医療保護対策の充実強化を三本柱とする総合的な対策の推進を図っている。

啓発活動においては、小、中、高校生を対象とした薬学講座をはじめ、若年層を対象とした取組に重点を置き、薬物乱用防止対策を推進している。

3 薬学講座について

(1) 目的

- ▶ 医薬品の正しい知識の普及
- ▶ 覚せい剤・大麻等の薬物の乱用による弊害の周知

(2) 対象

- ▶ 小学生（5又は6年生）、中学生、高校生
- ▶ 全校対象：976校（内訳 小：538校、中：293校、高：145校）

(3) 実施主体

- ▶ 社団法人静岡県薬剤師会（委託事業）

(4) 開催方法

- ▶ 通常の薬学講座…児童、生徒を対象
一時限の授業に組み入れて実施
- ▶ 啓発発信校 ……保護者、地域住民にも参加を呼び掛け（地域への発信）
＜指定学校数＞ 中学校 15校、高等学校 13校

(5) 開催状況

年 度		18	19	20	21
小学校	学校数	204	463	506	507
	児童数	21,285	40,044	42,933	39,961
中学校	学校数	292	286	287	285
	生徒数	70,889	73,587	72,631	72,433
高等学校	学校数	140	141	138	135
	生徒数	86,809	90,680	85,195	84,818
合 計	学校数 (開催率)	636 (64.4%)	890 (91.0%)	931 (95.6%)	927 (95.6%)
	児童・生徒数	178,983	204,311	200,759	197,212

(6) 内容 (対象薬物)

主な項目	小学生	中学生	高校生
くすりの正しい使い方	●	●	
アルコール	●	●	
タバコ	●	●	
シンナー	●	●	●
覚せい剤	●	●	●
大麻		●	●
その他薬物 (MDMA など)			●

(7) 実施方法の工夫

- ▶ ビデオ等の啓発資材の活用
- ▶ ロールプレイ
- ▶ 「ダメ。ゼッタイ。」キャラバンカーの活用
- ▶ 発泡スチロールを用いた有機溶剤 (シンナー) の実験
- ▶ 演劇の実施 (生徒の自作、劇団たんぽぽ、内谷正文氏など) など

(8) 開催までのスケジュール

時 期	内 容	
前年度	10月	・検討委員会 (薬事課、教育委員会、警察本部、私学振興課、薬剤師会)
	11月	・教育委員会を通じ各学校での組入れ依頼 ・啓発発信校の選定依頼
	1月	・テキスト作成
	2月	・実施通知
当該年度	4月	・地区会議 (保健所、市町教育委員会、薬剤師会支部、警察署)
	4～3月	・薬学講座の実施
	3月	・実績報告
翌年度	6月	・検討委員会 (薬事課、教育委員会、警察本部、私学振興課、薬剤師会)

(参考)

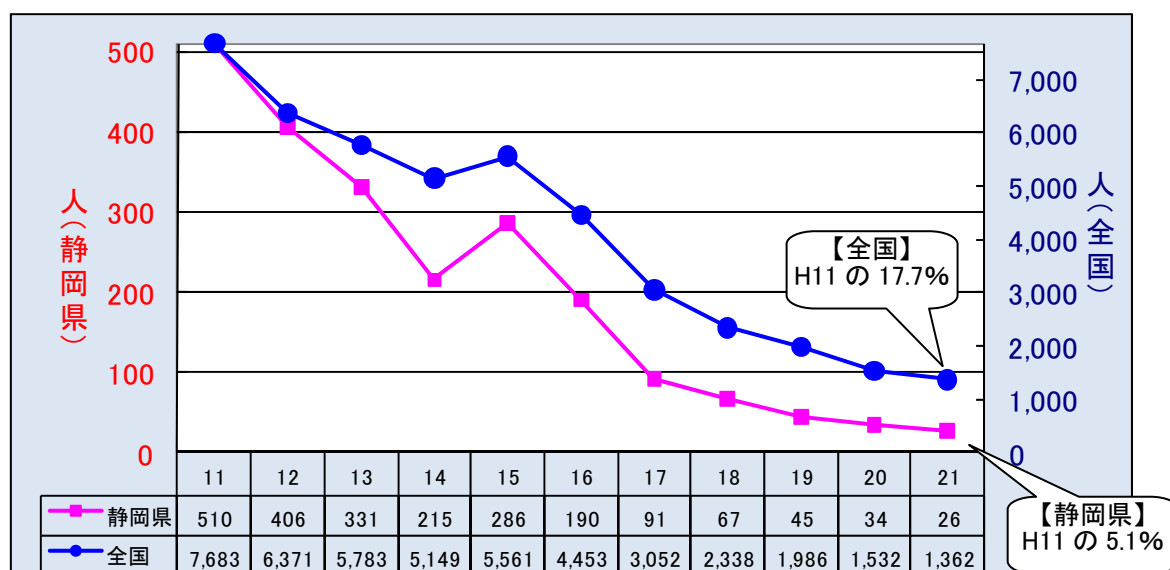
○対象学校（生徒）の拡大の推移

	S51	H12	H16	H18	H19～
小学校 (5・6年)		15校で実施		全校の1/3 で実施	全校で実施 (5・6年)
中学校		3年生のみ(全校)	全校で実施(全学年)		
高等学校	全校の1/3	全校で実施(全学年)			
備考	啓発発信校の創設(中学校15校、高校13校)				

○薬学講座のテキスト（小学生用、中学生用、高校生用）



○シンナー事犯の推移



※検挙者数は警察本部資料による